及び中学部について限度政令第２条第２項に規定する指定都市算定総額から同項第５号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額を当該指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部における限度政令第１条第19号に掲げる数で除して得た額を12で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を前年度の５月１日現在において、全国の公立の特別支援学校の小学部及び中学部について限度政令第２条第１項に規定する都道府県算定総額から同項第５号に規定する地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額と限度政令第２条第２項に規定する指定都市算定総額から同項第５号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額との合算額を全国の公立の特別支援学校の小学部及び中学部における限度政令第１条第11号及び第19号に掲げる数の合算数で除して得た額を12で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

E　次の算式によつて算定した額

算式

1,417千円×e_1＋4,046千円×e_2

［略］

19　市町村の「こども子育て費」に係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

（B×33.962＋C×18.616）／A

算式の符号

［略］

B　次の算式により算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）

算式

（a－b／1,000）／40

（a－b／1,000）が負数となるときは0とする。

算式の符号

［略］

b　国勢調査令によつて調査した令和２年10月１日現在における当該市町村の人口

［略］

［略］

21 20　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該市町村の評点に別表第一のAに定める率を乗じて得た率と同表のBに定める率を合算した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

及び中学部について限度政令第２条第２項に規定する指定都市算定総額から同条第２項第５号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額を当該指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部における限度政令第１条第19号に掲げる数で除して得た額を12で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を前年度の５月１日現在において、全国の公立の特別支援学校の小学部及び中学部について限度政令第２条第１項に規定する都道府県算定総額から同条第１項第５号に規定する地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額と限度政令第２条第２項に規定する指定都市算定総額から同条第２項第５号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額との合算額を全国の公立の特別支援学校の小学部及び中学部における限度政令第１条第11号及び第19号に掲げる数の合算数で除して得た額を12で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

E　次の算式によつて算定した額

算式

1,384千円×e_1＋4,006千円×e_2

［同左］

18　市町村の「社会福祉費」に係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

（B×188.693＋C×103.534）／A

算式の符号

［同左］

B　次の算式により算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）

算式

（a－b／1,000）／40

（a－b／1,000）が負数となるときは0とする。

算式の符号

［同左］

b　測定単位の数値

［同左］

［同上］

20 19　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該市町村の評点に別表第一のAに定める率を乗じて得た率と同表のBに定める率を合算した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

第三種郵便物認可　令和六年三月三十一日